

大分大学グローバル感染症研究センター研究支援部門利用細則

令和4年12月7日制定

令和4年グローバル感染症研究センター細則第4号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学グローバル感染症研究センター規程（令和3年規程第29号）第3条の2第2項の規定により、大分大学グローバル感染症研究センター研究支援部門（以下「研究支援部門」という。）の研究設備及び機器（以下「設備等」という。）の利用並びに研究支援部門において受託する検査（以下「受託検査」という。）に関し必要な事項を定める。

第1章 設備等利用

(利用者の資格)

第2条 設備等を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国立大学法人大分大学の役員及び職員並びに学生（以下「学内者」という。）
- (2) 大分大学グローバル感染症研究センター（以下「センター」という。）の客員教授及び客員准教授
- (3) センターが実施する共同研究公募で採択された共同研究者
- (4) その他研究支援部門長（以下「部門長」という。）が必要と認める者

(利用時間)

第3条 設備等の利用日は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第38条第4項各号に定める休日（以下「休日」という。）を除く日とする。

2 設備等の利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 前二項の規定にかかわらず、部門長が必要と認める場合は、休日及び利用時間外に設備等を利用することができる。

(設備等)

第4条 利用の対象となる設備等は、別表第1のとおりとする。

(利用の申請)

第5条 設備等を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、研究支援部門において、別に定める利用申請書を部門長に提出し、承認を得なければならない。

(利用の承認)

第6条 部門長は、前条の申請が適当であると認めるときは、これを承認し、申請者に通知するものとする。

(変更・中止の届出)

第7条 設備等を利用する者（以下「利用者」という。）は、利用申請書の記載事項について変更

又は中止しようとするとき、又は変更が生じたときは、速やかに別に定める利用中止・変更届を部門長に提出しなければならない。

(利用の報告)

第8条 部門長は、必要に応じ、利用者に対して、利用の内容について報告を求めることができる。

(利用許可の取消)

第9条 部門長は、研究支援部門の運営に支障が生じるおそれがあると認めるときは、第6条の規定による承認を取り消すことができる。

(設備等の利用)

第10条 設備等の利用は、次条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用者は、利用日時、利用方法及び利用する設備等を研究支援部門の職員に連絡の上、利用する。
- (2) 部門長は、設備等の利用の状況に応じ、利用日時を調整することができる。
- (3) 部門長は、利用者が利用開始時刻を経過しても利用せず、かつ、利用者から連絡がない場合は、他の利用者に設備等を利用させることができる。
- (4) 利用者は、設備等の取扱いに細心の注意を払い、かつ、取扱いに習熟しなければならない。
- (5) 実験及び試料作製は、原則として利用者が行うものとする。この場合において、設備等の使用の未経験者は、研究支援部門の職員又は熟練者の指導を受けなければならない。
- (6) 利用者が持ち込んだ試薬及び器具類は、退出時に持ち帰らなければならない。
- (7) 研究支援部門の物品は、原則として研究支援部門の外に持ち出してはならない。

(利用上の支援)

第11条 利用者は、設備等の利用に当たり、研究支援部門の職員による設備等の操作方法の指導等必要な支援を受けることができる。

(利用料)

第12条 利用者は、研究支援部門が定める経費を、利用料として所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 前項の利用料の額は、別表第1のとおりとする。
- 3 学内者の利用料の納付は、原則として受益者負担による学内予算の振替により行うものとする。
- 4 前三項の規定にかかわらず、部門長が認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(注意事項等)

第13条 利用者は、その利用に当たり、注意事項を遵守の上、設備・機器担当者の指示に従い、事故防止に努めなければならない。

2 利用者は、利用について承認を受けた目的以外に設備等を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(事故時の対応)

第14条 利用者は、事故を発見したときは、直ちに研究支援部門の職員に連絡するとともに適切な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失によりその利用に係る設備等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第16条 国立大学法人大分大学は、設備等の利用により利用者（学内者を除く。）に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

第2章 受託検査

(受託基準)

第17条 受託検査は、教育、研究及び臨床において有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がない場合に限り、別表第2に規定する検査（以下「検査」という。）を受託することができる。

(検査の申請)

第18条 検査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、研究支援部門において、別に定める検査申請書及び検査材料を部門長に提出し、承認を得なければならない。

(検査の承認)

第19条 部門長は、前条の申請が適当であると認めるときは、これを承認し、申請者に通知するものとする。

(検査料)

第20条 依頼者は、別表2に規定する検査料を検査実施前に納付しなければならない。ただし、特別な事由があると認められる場合は、検査終了後に納付することができるものとする。

2 既納の検査料は返還しない。

(検査材料の返還)

第21条 検査材料は、原則として依頼者に返還しない。

(検査後の措置)

第22条 検査を担当した職員は、検査終了後、研究支援部門において、別に定める検査結果報告書を依頼者に交付するものとする。

(事務)

第23条 設備等の利用及び受託検査に関する事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第24条 この細則に定めるもののほか、設備等の利用及び受託検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年グローバル感染症研究センター細則第2号)

この細則は、令和5年4月12日から施行する。

附 則 (令和5年グローバル感染症研究センター細則第3号)

この細則は、令和5年10月1日から施行する。